

第24回青梅市選挙管理委員会日程

令和8年3月2日
午前10時00分
市役所6階
601会議室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 (1) 行事報告について
(2) 令和7年市議会定例会令和8年2月定例議会一般質問
通告者および件名について
(3) 衆議院議員選挙投開票結果について
- 3 議 事 付 議 案 件 青梅市情報セキュリティポリシーの策定に
係る執行委任について
議案第49号 選挙人名簿登録者の決定について
議案第50号 選挙人名簿登録者の抹消決定について
議案第51号 地方自治法等の規定による選挙権を有する
者の総数の50分の1および3分の1の
数について
議案第52号 市町村の合併の特例に関する法律の規定に
よる選挙権を有する者の総数の6分の1
の数について
議案第53号 在外選挙人名簿登録者の登録決定について
- 4 その他 (1) 今後の行事予定について
(2) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和8年3月26日(木) 10時00分
会 場 市役所6階 601会議室
議 題 未定
(3) その他

行事報告

(1) 東京都選管関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
	該当なし			

(2) 全選連関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
	該当なし			

(3) 都市選連関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
2月19日	都市選連会 第3回委員長会	(書面開催)		委員長、局長
2月26日	都市選連会 第5回次長・係長会	(書面開催)		係長

(4) 明るい選挙推進協議会（都市推協等）関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
	該当なし			

(5) 市部第1ブロック（八王子、立川、昭島、日野、福生、羽村、あきる野）単独選挙

月日	選挙名
2月15日	日野市議会議員選挙

○ 公職選挙法

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。)に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。))には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

- 2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき(同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。)には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、行わなければならない。
- 3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日(以下この条において「選挙時登録の基準日」という。)現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。
- 4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

○ 公職選挙法

(表示及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。

3 (省略)

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(在外選挙人名簿)

第三十条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。

2 (省略)

3 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿の登録を行い、及び同条第四項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿への登録の移転(選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。)を行うものとする。

4～6 (省略)

地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 および 3 分の 1 の数について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 5 項、第 7 5 条第 6 項、第 7 6 条第 4 項、第 8 0 条第 4 項、第 8 1 条第 2 項、第 8 6 条第 4 項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 2 項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 および 3 分の 1 の数は次のとおりである。

- | | | |
|---|--------------------------|------------------------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数 | 2, 2 1 3 人 |
| 2 | 同 | 3 分の 1 の数 3 6, 8 7 4 人 |

令和 8 年 3 月 2 日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

諸請求に要する選挙権を有する者の数

根拠法令	条項	項 目	必要数
地方自治法	第 7 4 条第 5 項	条例の制定または改廃の請求とその処置	5 0 分の 1
	第 7 5 条第 6 項	監査の請求とその処置	
	第 7 6 条第 4 項	議会の解散の請求とその処置	3 分の 1
	第 8 0 条第 4 項	議員の解職の請求とその処置	
	第 8 1 条第 2 項	長の解職の請求とその処置	
	第 8 6 条第 4 項	役員の解職の請求とその処置 ※役員：副市長、選管委員、監査委員等	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第 8 条第 2 項	解職請求 ※教育長または教育委員	
市町村の合併の特例に関する法律	第 4 条第 1 項	合併協議会設置の請求 ※単独請求	5 0 分の 1
	第 5 条第 1 項	合併協議会設置の請求 ※同一請求	

市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数について

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第15項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の6分の1の数は次のとおりである。

選挙権を有する者の総数の6分の1の数 18,437人

令和8年3月2日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

○ 市町村の合併の特例に関する法律

(合併協議会設置の請求)

第四条 **選挙権を有する者**(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。)をいう。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、**その総数の五十分の一以上の者の連署をもって**、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村(以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。)の名称を示し、**合併協議会を置くよう請求することができる。**

2～4 (省略)

5 前項のすべての回答が**合併協議会設置協議**について議会に付議する旨のものであった場合には、合併請求市町村の長にあっては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を発した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあっては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ**議会を招集し、合併協議会設置協議**について議会に付議しなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、その意見を付けなければならない。

6～8 (省略)

9 第五項の規定による議会の審議により、**合併協議会設置協議**について、**合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合**には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日(以下この条において「基準日」という。)以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

10 前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、**選挙管理委員会**に対し、**合併協議会設置協議**について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、合併請求市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかったときは、**選挙権を有する者は**、政令で定めるところにより、**その総数の六十分の一以上の者の連署をもって**、その代表者から、**合併請求市町村の選挙管理委員会**に対し、**合併協議会設置協議**について**選挙人の投票に付するよう請求することができる。**

12～20 (省略)

第五条 合併協議会を構成すべき関係市町村(以下この条及び次条第二項において「同一請求関係市町村」という。)の**選挙権を有する者は**、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、**その総数の五十分の一以上の者の連署をもって**、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、**合併協議会を置くよう請求することができる。**

2～4 (省略)

6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく**合併協議会に係る地方自治法第二百五十二の二の二第一項の協議**(以下この条において「**同一請求に基づく合併協議会設置協議**」という。)について、**議会にその意見を付して付議**しなければならない。

7～10 (省略) 同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

11 第六項の規定による議会の審議により、その**議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議**について否決した**同一請求関係市町村**(以下この条において「**合併協議会設置協議否決市町村**」という。)の長は、基準日から十日以内に限り、**選挙管理委員会**に対し、同一請求に基づく**合併協議会設置協議**について**選挙人の投票に付するよう請求**することができる。この場合において、当該**合併協議会設置協議否決市町村**の長は、**当該請求を行った日から三日以内に**、その旨を第一項の代表者に通知するとと

在外選挙人名簿登録者の決定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により、別紙在外選挙人名簿登録申請者一覧の1人（女1人）を本市の在外選挙人名簿に登録決定する。

令和8年3月2日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

第三十条の五 年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

2～3 (省略)

4 年齢満十八年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（以下この項において「国外転出届」という。）がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの（当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。）は、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

5～6 (省略)

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格（第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。）を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前二項の規定にかかわらず、在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転を行わない。

4～5 (省略)

今後の行事予定

(1) 東京都選管関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
	該当なし			

(2) 全選連関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
5月20日	全選連東京支部総会	府中の森芸術劇場	未定	委員長、局長
6月4日	全通常選連総会	文京シビックホール	未定	委員長、委員、局長
6月5日	全選挙事務研究会	北とぴあ	未定	事務局

(3) 都市選連関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
4月6日	都市選連第1回事務局長会	東京自治会館	未定	局長
5月12日	都市選連第1回次長・係長会	東京自治会館	未定	係長
5月14日	都市選連定期総会	府中の森芸術劇場	未定	委員長、委員、局長
5月27日	都市選連第2回事務局長会	東京自治会館	未定	局長
6月10日	都市選連第1回委員長会	東京自治会館	未定	委員長、局長
7月31日	都市選連第2回次長・係長会	東京自治会館	未定	係長
8月20日	都市選連第3回事務局長会	東京自治会館	未定	局長
10月15日	都市選連第3回次長・係長会	東京自治会館	未定	係長
11月24日	都市選連第4回事務局長会	東京自治会館	未定	局長
11月30日	都市選連第2回委員長会	東京自治会館	未定	委員長、局長
2月1日	都市選連第4回次長・係長会	東京自治会館	未定	係長
2月3日	都市選連第5回事務局長会	東京自治会館	未定	局長
3月3日	都市選連第3回委員長会	東京自治会館	未定	委員長、局長
3月11日	都市選連第5回次長・係長会	東京自治会館	未定	係長

(4) 明るい選挙推進協議会（都市推協等）関係

月日	会議名	場所	時間	出席者
3月26日	報告会および慰労会	S&Dたまぐーセンター 多目的ホール	17:00	会長、役員、推進委員等、委員長、委員、局長、事務局
4月19日	推進協議会・推進委員合同会議	市役所204～206 会議室	10:00	会長、役員、推進委員等、委員長、局長、事務局